

東京都循環器病対策推進計画  
素案

令和3年〇月〇日

## —目次—

### 第1章 東京都循環器病対策推進計画とは

- 1 はじめに
- 2 他の計画との整合と計画期間

### 第2章 循環器病を取り巻く状況

### 第3章 「東京都の将来の医療～グランドデザイン～」の実現を目指し

#### た東京都の循環器病対策の方向性

- 1 東京の将来の医療～グランドデザイン～
- 2 東京独自の循環器病対策の方向性
  - I 高度医療・先進的な医療提供体制の将来に渡る進展
  - II 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築
  - III 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実
  - IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

### 第4章 計画の推進主体の役割

### 巻末資料

## 第1章 東京都循環器病対策推進計画とは

### 1 はじめに

- 脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下「循環器病」という。）は、国民の主要な死亡原因であり、平成30年の人口動態統計によると、心疾患の死亡原因は第2位、脳血管疾患は第4位であり、両者を合わせると、悪性新生物（がん）に次ぐ死亡原因となっており、年間31万人以上の国民が亡くなっています。
- こうした現状に鑑み、予防や医療及び福祉に係るサービスの在り方を含めた幅広い循環器病対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（以下「基本法」という。）」が平成30年12月に成立し、令和元年12月に施行され、国は、対策の基本的な方向について明らかにする「循環器病対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。
- そこで、都は、基本法第11条に基づく「東京都循環器病対策推進計画」を策定し、高度医療が集積するなど東京の強みを生かし、東京の実情に応じた循環器病対策を総合的・計画的に推進していきます。
- 循環器病対策を推進するに当たっては、平成30年に策定した東京都保健医療計画における「東京都の将来の医療～ランドデザイン～」の実現に向けた4つの基本目標ごとに、
  - I 救命救急センターを中心としたネットワークの構築、救急搬送体制の整備
  - II 医療機関連携の推進、リハビリテーション体制の充実、緩和ケアの推進、小児期・若年期の患者に対する医療の提供
  - III 循環器病の予防・健診の普及、知識の普及啓発、医療・介護連携の推進、治療と仕事の両立支援・就労支援、相談支援の充実
  - IV 高度・先進的医療を担う人材及び、在宅療養を支える人材や相談支援を担う人材の確保・育成などの課題について、取組むべき方向性を示しました。
- これまで培ってきた、東京の医療・介護・福祉をさらに発展させることができるよう、予防から治療、在宅療養、就労に至るまで総合的に取組を展開し、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」の実現を目指していきます。

## 2 他の計画との整合と計画期間

- これまで、都は、「東京都保健医療計画」をはじめ、「東京都高齢者保健福祉計画」、「東京都障害者・障害児施策推進計画」、「東京都医療費適正化計画」及び「東京都健康推進プラン21」等に基づき、循環器病対策に取り組んできました。本計画はこれらの関連する計画との整合性を図ります。
  
- 計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とし、それ以降は少なくとも6年ごとに計画を改定していきます。
  
- 東京都循環器病対策推進協議会を開催し、本計画に定めた指標の達成状況について評価を行い、計画の進行を管理します。